

防衛省職員生活協同組合

長期生命共済契約転換に関する細則

(平成 17 年 12 月 16 日制定)
一部改正 平成 19 年 4 月 18 日
一部改正 平成 25 年 2 月 28 日
一部改正 平成 26 年 7 月 9 日
一部改正 平成 28 年 3 月 1 日
一部改正 平成 29 年 6 月 22 日

(定義)

第 1 条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 「転換」とは、転換前契約の責任準備金等を転換後契約に充当して転換後契約に移行することをいう。
- (2) 「転換前契約」とは、平成 16 年 6 月 29 日改正までの防衛省職員生活協同組合長期生命共済事業規約（平成 5 年 8 月 17 日制定。以下「長期生命規約」という。）に基づいて締結された長期生命共済の契約をいう。
- (3) 「転換後契約」とは、転換前契約の契約者が平成 18 年 1 月 1 日改正の長期生命共済規約に基づいて締結される長期生命共済の契約をいう。
- (4) 「転換日」とは、長期生命規約第 52 条第 2 項第 1 号の転換後契約の契約日をいい、転換を申請した日の直後の転換前契約の保障開始応当日をいう。
- (5) 「転換価格」とは、転換前契約の転換日前日における責任準備金等をいう。
- (6) 「責任準備金等」とは、責任準備金及び積立割戻金をいう。
- (7) 「長期生命細則」とは、防衛省職員生活協同組合長期生命共済事業細則（平成 5 年 8 月 17 日制定）をいう。

(適用)

第 2 条 転換前契約の保障期間契約者から転換後契約の保障期間への転換の申し出があり組合がこれを承諾するときは、契約者に対し次条以下の規定を適用する。

(転換の条件)

第 3 条 転換前契約から転換後契約に転換するときは、長期生命規約第 52 条第 2 項に規定する次の各号を満たしていることを要する。

- (1) 転換日において、転換前契約の保障期間満了の日までの期間が 2 年以上であること。
ただし、組合が特別の事情を認めたときは、この限りではない。
- (2) 転換の申請日時点において被共済者が入院していないこと。
- (3) 転換前契約と転換後契約は、契約者及び被共済者がそれぞれ同一人であること。
- (4) 転換後契約のコース及び口数は転換前契約と同等であること。

2 転換後契約の入院共済金の通算給付日数の算定においては、転換前契約で給付を受けた日

数と合算する。

(転換後契約のコース、口数)

第 4 条 前条第 1 項第 4 号の規定に基づく転換前契約と転換後契約とのコース・口数の関係は次のとおりとする。

コース	転換前契約	転換後契約		
	口数	死亡保障	入院保障	プラン
本人コース	1 口	1 口	1 口	I-1A
	3 口	3 口	1 口	I-3A
	5 口	5 口	1 口	I-5A
本人・配偶者コース	1 口	1 口	1 口	II-1A
	3 口	3 口	1 口	II-3A
	5 口	5 口	1 口	II-5A

2 転換前契約の本人・配偶者コースの契約者の配偶者が死亡等により配偶者に係る部分の共済契約が消滅している場合は、転換後契約は本人コースとする。

3 転換前契約の本人・配偶者コースにおいて契約者の死亡等があった場合で配偶者に係る契約が存続しているときは、転換後契約は本人・配偶者コースの配偶者部分に係るものとする。

(転換価格及び掛金額)

第 5 条 組合は、転換価格を転換後契約の掛金である保障必要原資額に充当する。

この場合において、転換前契約の本人・配偶者コースの被共済者が配偶者のみになっているときは、転換価格及び転換後契約の保障必要原資額はその配偶者分とする。

2 前項の転換価格のうち、責任準備金額は別表第 1、転換後契約の保障必要原資額は別表第 2 のとおりとする。

3 前項における責任準備金額は、長期生命細則第 12 条の規定により算出された転換日前日に対応する金額とし、保障必要原資額は転換日における契約者の満年齢に対応する金額とする。

4 第 1 項の場合において、転換価格が転換後契約の保障必要原資額に達していないときは、契約者は、その差額（以下「一時払掛金」という。）を組合に払い込むものとし、また、転換価格が転換後契約の保障必要原資額を超えているときは、組合は、その超過額を契約者に返戻する。

(転換の申込)

第 6 条 転換前契約の契約者が転換を申し込むときは、当該契約者は、別紙第 1「長期生命共済契約申込書（転換）」（以下「転換申込書」という。）を組合に提出する。

2 組合は、転換申込書の提出を受理したときは、転換前契約の解約申込と転換後契約の契約申込が同時に行われたものとして取り扱う。

3 組合は、転換申込書を受理したときは、内容を審査し諾否を決定する。

(一時払掛金の払込)

第 7 条 組合は、前条に定める転換申込を承諾したときは、転換価格が第 5 条第 4 項に規定する保障必要原資額に達していないときはその差額について、別紙第 2「長期生命共済一時払掛金払込通知書」（以下「一時払掛金払込通知書」という。）により契約者に通知する。

2 契約者は、前項の一時払掛金払込通知書に基づき当該掛金を転換日までに払い込まなけれ

ばならない。

(超過額の払戻)

第 8 条 組合は、第 6 条に定める転換申し込みを受諾した場合で、転換価格が転換後契約の保障必要原資額を超えていた場合は、その超過額の払い戻しを別紙第 3「長期生命共済転換契約払戻金支払通知書」により契約者に通知するとともに、転換日後に、契約者が指定する銀行等に送金する。

(転換後契約の成立)

第 9 条 転換後契約は、転換価格が保障必要原資額に達していない場合は第 7 条に規定する一時払掛金が振り込まれた日に成立し、転換価格が保障必要原資額を超過している場合は転換日に成立する。

(転換後契約の効力)

第 10 条 前条の規定により契約が成立したときは、転換後契約は、転換日の午前零時から効力を生じ、共済期間満了の日の午後 12 時に終了する。

(転換前契約の消滅)

第 11 条 転換前契約は、転換日の前日の午後 12 時に消滅する。

(退職組合員証兼承諾書の交付)

第 12 条 組合は、転換後契約が成立したときは、長期生命規則の定めるところにより転換後契約に係る退職組合員証兼長期生命共済契約承諾書を作成し、契約者に交付する。

(死亡共済金受取人の取扱)

第 13 条 死亡共済金の受取人が転換前契約と転換後契約とで異なるときは、転換後契約の受取人に変更されたものとする。

ただし、第 16 条第 1 項の規定により転換前契約が消滅しない場合は、受取人は転換前契約の者とする。

(転換後契約の無効)

第 14 条 被共済者が転換日の前日までに死亡又は重度障害の状態になったときは、被共済者に係る転換後契約は無効とする。

(転換後契約の解除)

第 15 条 組合は、第 3 条第 1 項に抵触するときは、転換後契約を解除することができる。

(無効等の取扱)

第 16 条 第 14 条又は第 15 条の規定により転換後契約が無効又は解除となったときは、組合は、転換が行われず転換前契約が転換日から継続するものとみなす。

2 前項の場合、組合は第 7 条第 2 項の規定により払い込まれた一時払掛金相当額を契約者に返還し、契約者は第 8 条の規定により受領した払戻金を組合に返還しなければならない。

3 組合は、前項の払戻金を回収できないときは、第 5 条の規定により組合が受領している保障必要原資額を契約者に支払い、転換前契約を解除することができる。

4 第 1 項の場合、組合は、転換後契約に基づいて既に支払われた共済金の返還を請求することができる。

附 則

1 この細則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

2 この細則の第3条に規定する転換条件のうち同条第1項第1号については、平成19年7月1日から適用する（転換条件に関する経過措置）。

附 則

この細則は、平成19年4月18日から施行し、同年1月9日から適用する。

附 則（平成25年2月28日）（防生協規則第8号）

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月9日）（防生協規則第20号）

この細則は、平成26年7月1日から適用する。

附 則（平成28年3月1日）（防生協規則第4号）

この細則は、平成26年11月17日から適用する。

附 則（平成29年6月22日）（防生協規則第2号）

この細則は、平成29年6月30日から施行する。

別紙第1 長期生命共済契約申込書（転換）

別紙第2 長期生命共済一時払掛金払込通知書（転換）

別紙第3 長期生命共済転換契約払戻金支払通知書

別表第1 転換前契約の転換価格例表（責任準備金部分）

別表第2 転換後契約の保障必要原資額表

長期生命共済契約申込書（転換）

現在契約中の長期生命共済を改正された
長期生命共済に契約転換を申込みます。

申 込 日	年 齢
平成 年 月 日	

契 約 者 番 号							

現 在 の 契 約 内 容			
コ ー ス		口 数	
1	本人コース	1	1口
		3	3口
2	本人・配偶者コース	5	5口

現 在 の 健 康 状 態	
1	入院していない
2	入院中

過去2年以内の入院共済金の未請求はありません。	印	転換前の入院は新長期生命では保障できませんので、未請求の入院がある場合は 転換前に請求を済ませてください。
-------------------------	---	--

1 契約者（被共済者） ※該当事項を記入し、○印を付してください。

フリガナ	生 年 月 日	契約者印
姓 名	昭和 年 月 日	

2 申込内容

コ ー ス	入院保障口数	死亡保障口数
1 本人コース	1口	1 1口
2 本人・配偶者コース		3 3口
		5 5口

※転換のコース、口数は、現在の契約内容と同等になります。細部は、転換のお知らせ等をご覧ください。

3 契約者住所

〒	電話番号	携帯番号
フリガナ		
住 所		

4 死亡共済金受取人 ※無記入の場合は、転換前契約と同じになります。

契 約 者 分			配 偶 者 分		
フリガナ		続 柄	フリガナ		続 柄
姓 名		1 配偶者 2 子 3 父母 4 兄弟姉妹 5 その他	姓 名		1 配偶者 2 子 3 父母 4 兄弟姉妹 5 その他
1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	年 月 日生		1 明治 3 昭和 2 大正 4 平成	年 月 日生	
〒 住所 電話番号			〒 住所 電話番号		

◆あなたの個人情報は、各種共済契約の引き受け、継続、維持管理及び共済金等の支払いのために利用します。また、利用目的を達成するため職域の厚生担当部署と連携する場合には、その情報を提供します。

--

契約者番号	
氏名	
生年月日	

防衛省職員生活協同組合理事長

印

長期生命共済一時払掛金払込通知書

ご契約ありがとうございます。

転換契約にあたり、保障必要原資額と転換価格との差額が、あなた様の選定された共済契約に対しお支払いいただく一時払掛金になります。同封の振込依頼書によりお振込みください。

記

(現在)

項目	金額等
確定コース・口数	コース 入院保障 口 死亡保障 口
保障期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
保障年数	年間
保障必要原資額	円
転換価格(解約返戻金)	円
一時払掛金額(振込額)	円

- この払込通知書に基づいて振り込まれた際に発行される銀行振込の領収書（振込金（兼手数料）受領書）は、振込みの証拠書類として退職組員証兼承諾書が届くまで大切に保管してください。
- 振込は銀行、信用金庫等で行ってください。
- 振込時期は転換契約の保障開始日までとなっておりますが、特別な理由によりお振込みが遅れる場合は本部にご連絡ください。

防衛省職員生活協同組合 長期生命共済部

TEL 03-3269-7641 フリーダイヤル 0120-171-931

--

契約者番号	
氏 名	
生年月日	

防衛省職員生活協同組合理事長

印

長期生命共済転換契約払戻金支払通知書

ご契約ありがとうございます。

転換契約にあたり転換価格が保障必要原資額（掛金額）を超過しました。

下記により振り込みますのでご承知ください。

記

(現在)

振 込 元	
振 込 年 月 日	平成 年 月 日
契約コース・口数	<p style="text-align: center;">コース</p> 入院保障： 口 死亡保障： 口
保 障 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
保 障 年 数	年間
保障必要原資額 (a)	円
転換価格 (b)	円
払戻金額 (c=b-a)	円

お問い合わせは下記にご連絡ください。

防衛省職員生活協同組合 長期生命共済部

TEL 03-3269-7641 フリーダイヤル 0120-171-931

転換前契約の転換価格例表（責任準備金部分）

別表第 1

A表（保障開始日：平成5年7月1日～平成8年7月1日）

予定利率：4.75%

転換日 年 齢	本人コース			本人・配偶者コース			配偶者分		
	1口	3口	5口	1口	3口	5口	1口	3口	5口
60歳	955,800	1,196,800	1,437,700	1,854,000	2,194,300	2,534,500	898,200	997,500	1,096,800
61歳	969,500	1,201,900	1,434,300	1,883,900	2,211,500	2,539,100	914,400	1,009,600	1,104,800
62歳	981,700	1,203,600	1,425,400	1,912,300	2,224,500	2,536,600	930,600	1,020,900	1,111,200
63歳	992,300	1,201,100	1,409,900	1,937,700	2,231,000	2,524,200	945,400	1,029,900	1,114,300
64歳	1,001,200	1,193,900	1,386,700	1,960,100	2,230,300	2,500,600	958,900	1,036,400	1,113,900
65歳	1,007,800	1,181,100	1,354,400	1,978,600	2,221,100	2,463,700	970,800	1,040,000	1,109,300
66歳	1,012,000	1,161,900	1,311,700	1,993,000	2,202,400	2,411,700	981,000	1,040,500	1,100,000
67歳	1,013,600	1,135,300	1,257,000	2,002,900	2,172,600	2,342,300	989,300	1,037,300	1,085,300
68歳	1,012,300	1,100,300	1,188,300	2,007,700	2,130,200	2,252,600	995,400	1,029,900	1,064,300
69歳	1,007,900	1,055,700	1,103,500	2,006,900	2,073,300	2,139,700	999,000	1,017,600	1,036,200
70歳	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

B表（保障開始日：平成8年8月1日～平成14年7月1日）

予定利率：2.5%

転換日 年 齢	本人コース			本人・配偶者コース			配偶者分		
	1口	3口	5口	1口	3口	5口	1口	3口	5口
54歳	1,113,400	1,429,900	1,746,500	2,167,100	2,619,100	3,071,200	1,053,700	1,189,200	1,324,700
55歳	1,118,800	1,430,900	1,742,900	2,178,100	2,622,900	3,067,600	1,059,300	1,192,000	1,324,700
56歳	1,123,600	1,429,900	1,736,300	2,187,900	2,623,600	3,059,500	1,064,300	1,193,700	1,323,200
57歳	1,127,900	1,427,200	1,726,500	2,196,700	2,621,700	3,046,700	1,068,800	1,194,500	1,320,200
58歳	1,131,400	1,422,400	1,713,500	2,204,000	2,616,500	3,029,000	1,072,600	1,194,100	1,315,500
59歳	1,134,200	1,415,700	1,697,100	2,210,000	2,608,200	3,006,300	1,075,800	1,192,500	1,309,200
60歳	1,135,100	1,405,500	1,675,800	2,213,200	2,595,100	2,976,800	1,078,100	1,189,600	1,301,000
61歳	1,134,000	1,391,600	1,649,300	2,213,700	2,576,800	2,940,100	1,079,700	1,185,200	1,290,800
62歳	1,130,700	1,373,700	1,616,700	2,211,100	2,553,100	2,895,000	1,080,400	1,179,400	1,278,300
63歳	1,125,100	1,351,100	1,577,100	2,204,200	2,521,600	2,839,000	1,079,100	1,170,500	1,261,900
64歳	1,117,100	1,323,300	1,529,500	2,192,800	2,481,900	2,771,000	1,075,700	1,158,600	1,241,500
65歳	1,106,200	1,289,500	1,472,700	2,176,100	2,432,600	2,689,000	1,069,900	1,143,100	1,216,300
66歳	1,092,200	1,248,800	1,405,400	2,153,900	2,372,700	2,591,500	1,061,700	1,123,900	1,186,100
67歳	1,074,900	1,200,600	1,326,400	2,125,900	2,301,200	2,476,500	1,051,000	1,100,600	1,150,100
68歳	1,053,900	1,143,800	1,233,700	2,091,200	2,216,300	2,341,300	1,037,300	1,072,500	1,107,600
69歳	1,029,100	1,077,400	1,125,800	2,049,400	2,116,500	2,183,600	1,020,300	1,039,100	1,057,800
70歳	1,000,000	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

C表（保障開始日：平成14年8月1日～平成18年1月1日）

予定利率：1.5%

転換日 年 齢	本人コース			本人・配偶者コース			配偶者分		
	1口	3口	5口	1口	3口	5口	1口	3口	5口
54歳	1,126,700	1,462,400	1,798,100	2,175,900	2,653,300	3,130,700	1,049,200	1,190,900	1,332,600
55歳	1,121,400	1,451,300	1,781,100	2,165,900	2,633,400	3,100,900	1,044,500	1,182,100	1,319,800
56歳	1,115,300	1,438,000	1,760,700	2,154,200	2,610,100	3,066,100	1,038,900	1,172,100	1,305,400
57歳	1,108,300	1,422,400	1,736,600	2,140,900	2,583,400	3,026,000	1,032,600	1,161,000	1,289,400
58歳	1,100,300	1,404,400	1,708,500	2,125,600	2,552,800	2,980,100	1,025,300	1,148,400	1,271,600
59歳	1,091,300	1,383,600	1,676,000	2,108,400	2,518,000	2,927,700	1,017,100	1,134,400	1,251,700
60歳	1,080,000	1,358,900	1,637,700	2,087,900	2,477,700	2,867,500	1,007,900	1,118,800	1,229,800
61歳	1,066,400	1,330,100	1,593,800	2,064,000	2,431,700	2,799,300	997,600	1,101,600	1,205,500
62歳	1,050,300	1,297,000	1,543,800	2,036,600	2,379,600	2,722,700	986,300	1,082,600	1,178,900
63歳	1,031,500	1,259,000	1,486,500	2,004,100	2,319,500	2,634,900	972,600	1,060,500	1,148,400
64歳	1,009,800	1,215,400	1,421,100	1,966,400	2,250,700	2,535,000	956,600	1,035,300	1,113,900
65歳	984,800	1,165,900	1,346,900	1,922,700	2,172,500	2,422,100	937,900	1,006,600	1,075,200
66歳	956,200	1,109,900	1,263,500	1,872,900	2,084,300	2,295,700	916,700	974,400	1,032,200
67歳	923,800	1,046,300	1,168,800	1,816,400	1,984,500	2,152,600	892,600	938,200	983,800
68歳	887,200	974,200	1,061,100	1,752,400	1,871,500	1,990,500	865,200	897,300	929,400
69歳	846,100	892,500	938,900	1,680,500	1,743,900	1,807,300	834,400	851,400	868,400
70歳	800,000	800,000	800,000	1,600,000	1,600,000	1,600,000	800,000	800,000	800,000

【本人コース】

転換日年齢	I-1A	I-3A	I-5A
53	1,106,814	1,461,828	1,816,842
54	1,103,036	1,451,946	1,800,856
55	1,099,236	1,441,112	1,782,988
56	1,091,938	1,425,794	1,759,650
57	1,084,545	1,409,315	1,734,085
58	1,077,056	1,391,540	1,706,024
59	1,069,457	1,372,439	1,675,421
60	1,061,737	1,351,941	1,642,145
61	1,048,463	1,324,397	1,600,331
62	1,034,928	1,294,762	1,554,596
63	1,021,104	1,262,670	1,504,236
64	1,006,955	1,227,593	1,448,231
65	992,438	1,189,148	1,385,858
66	966,817	1,133,507	1,300,197
67	940,336	1,072,954	1,205,572
68	912,861	1,006,813	1,100,765
69	884,231	934,201	984,171
70	854,262	854,262	854,262
71	809,481	809,481	809,481
72	762,297	762,297	762,297
73	712,284	712,284	712,284
74	658,893	658,893	658,893
75	601,443	601,443	601,443
76	519,744	519,744	519,744
77	430,865	430,865	430,865
78	333,007	333,007	333,007
79	223,779	223,779	223,779
80	100,000	100,000	100,000

【本人・配偶者コース】

転換日年齢	II-1A	II-3A	II-5A
53	1,994,364	2,484,256	2,974,148
54	1,983,402	2,463,632	2,943,862
55	1,972,292	2,441,520	2,910,748
56	1,957,553	2,414,375	2,871,197
57	1,942,585	2,385,533	2,828,481
58	1,927,389	2,354,905	2,782,421
59	1,908,479	2,319,005	2,729,531
60	1,889,253	2,281,145	2,673,037
61	1,864,263	2,235,575	2,606,887
62	1,838,790	2,187,170	2,535,550
63	1,812,797	2,135,547	2,458,297
64	1,780,826	2,074,624	2,368,422
65	1,748,121	2,009,193	2,270,265
66	1,703,898	1,925,166	2,146,434
67	1,658,359	1,834,617	2,010,875
68	1,611,324	1,736,674	1,862,024
69	1,551,862	1,618,382	1,684,902
70	1,490,213	1,490,213	1,490,213
71	1,412,815	1,412,815	1,412,815
72	1,331,967	1,331,967	1,331,967
73	1,247,131	1,247,131	1,247,131
74	1,144,550	1,144,550	1,144,550
75	1,036,060	1,036,060	1,036,060
76	901,204	901,204	901,204
77	756,669	756,669	756,669
78	600,197	600,197	600,197
79	409,887	409,887	409,887
80	200,000	200,000	200,000

【配偶者分】

転換日年齢	1 A	3 A	5 A
53	887,550	1,022,428	1,157,306
54	880,366	1,011,686	1,143,006
55	873,056	1,000,408	1,127,760
56	865,615	988,581	1,111,547
57	858,040	976,218	1,094,396
58	850,333	963,365	1,076,397
59	839,022	946,566	1,054,110
60	827,516	929,204	1,030,892
61	815,800	911,178	1,006,556
62	803,862	892,408	980,954
63	791,693	872,877	954,061
64	773,871	847,031	920,191
65	755,683	820,045	884,407
66	737,081	791,659	846,237
67	718,023	761,663	805,303
68	698,463	729,861	761,259
69	667,631	684,181	700,731
70	635,951	635,951	635,951
71	603,334	603,334	603,334
72	569,670	569,670	569,670
73	534,847	534,847	534,847
74	485,657	485,657	485,657
75	434,617	434,617	434,617
76	381,460	381,460	381,460
77	325,804	325,804	325,804
78	267,190	267,190	267,190
79	186,108	186,108	186,108
80	100,000	100,000	100,000

配偶者の転換日年齢は、契約者の年齢と同じとみなします。